

平成31年4月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第130号の概要

(港湾調査の変更)

I. 港湾調査の概要 (現行計画)

平成30年(2018年)7月4日承認

調査の目的

港湾の実態を把握し、港湾の開発、利用及び管理等の基礎資料を得ること

調査の概要

調査実施機関

国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室

調査対象範囲 報告を求める者

▶ 以下の港湾を対象に調査を実施

【甲種港湾】(161港：全数調査)

以下の基準(1)～(3)のいずれかに該当する港湾

(1) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に定める国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾

(2) 外国貿易港湾

最近5箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が1万トン以上ある港湾又は、最近3箇年間継続して毎年外国貿易船の入港実績が1隻以上あり、かつ、外国貿易貨物の取扱実績が2万トン以上ある港湾

(3) 内国貿易港湾

最近3箇年間継続して毎年内国貿易船(鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。)の入港実績が50万総トン(G/T)以上あり、かつ、内国貿易貨物(鉄道連絡船及び自動車航送船を除く。)の取扱実績が50万トン以上ある港湾

【乙種港湾】(533港：全数調査)

港湾管理者が設立されている港湾で、最近3箇年間継続して毎年5総トン(G/T)以上の入港実績が1隻以上ある甲種港湾以外の港湾又は貨物取扱量が50トン以上ある甲種港湾以外の港湾

調査事項

【甲種港湾】 ①入港船舶 ②船舶乗降人員 ③海上出入貨物 ④本船荷役 ⑤泊地及び係船岸

【乙種港湾】 ①入港船舶 ②船舶乗降人員 ③海上出入貨物

調査方法 調査系統

- 調査員調査、オンライン調査
- 国土交通省-都道府県-調査員-報告者

公表時期

- 公表方法：インターネット及び印刷物
- 公表時期
月報：調査月の翌々月末日
年報：調査年の翌年12月末日

調査周期 提出期限

- 調査周期：【甲種港湾】毎月 【乙種港湾】1年
- 提出期限：【甲種港湾】調査月の翌月10日
【乙種港湾】調査年の翌年1月末日

II. 結果の主な利活用

1. 港湾計画や社会資本整備重点計画、特定港湾施設整備事業基本計画等における将来貨物量の推計等の基礎資料
2. 各年度港湾整備事業予算要求における貨物量関連説明資料
3. 公共投資(港湾インフラ整備)の経済効果、適正投資分析のための基礎資料
4. 産業連関表における水運施設管理の生産額等の推計に係る資料

2

III. 主な変更事項について① ※平成32年(2020年)1月調査から変更

公表方法及び公表期日(月報)

- ① 公表方法について、「インターネット及び印刷物」から、「インターネット」のみの公表に変更
- ② 公表体系及び公表期日について、下表のとおり変更

	種類	集計表名称	公表期日
【変更前】	月報	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両数表、コンテナ個数表	調査月の翌々月末日

【変更後】	月報 (一次速報)	輸出入コンテナ個数表 (東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港のみ)	調査月の翌々月末日
	月報 (二次速報)	入港船舶表、海上出入貨物表、コンテナ個数表 (東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港のみ)	一次速報の公表後、速やかに公表
	月報 (確報)	総括表、入港船舶表、海上出入貨物表、車種別自動車航送車両数表、コンテナ個数表	二次速報の公表後、速やかに公表

- ※1 月報(一次速報及び二次速報)における5つの港湾(東京港、横浜港、名古屋港、大阪港及び神戸港)で外貨コンテナ個数貨物の取扱量の約8割を占めている。
- ※2 月報(一次速報及び二次速報)として公表される結果データについては、「国土交通月例経済」などに用いることを計画している。
- ※3 都道府県から集計表の提出があった港湾については、その実績を「港別集計値」として適宜公表している。(月報が公表される以前にHPで公表)

調査方法

- オンライン調査の方法について、これまでの電子メールによる回答に加え、新たに政府統計オンライン調査システム(e-Survey)による回答を導入

3

IV. 主な変更事項について② ※平成32年(2020年)1月調査から変更

報告を求める者

- 諮問第19号の答申(平成21年8月24日付け府統委第64号)において、調査対象港湾について、「5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある」との指摘を踏まえ、下表のとおり変更

調査対象	変更前	変更後
甲種港湾	161港	166港
乙種港湾	533港	512港

集計事項

- ① 利用者ニーズを踏まえ、年報の4つの集計表^(※)に「貨物形態別(コンテナ、シャーシ、その他)」の集計事項を追加

(※) 「輸出貨物品種別仕向国・地域別表」、「輸入貨物品種別仕向国・地域別表」、「移出貨物品種別仕向港別表」及び「移入貨物品種別仕出港別表」の4表

【変更前】		➔	【変更後】	
対象港湾(〇〇港)			対象港湾(〇〇港)	
貨物品種名称(産業機械など)	〇〇,〇〇〇トン		貨物品種名称(産業機械など)	〇〇,〇〇〇トン
			貨物形態(コンテナ)	〇,〇〇〇トン
			貨物形態(シャーシ)	〇,〇〇〇トン
			貨物形態(その他)	〇,〇〇〇トン
国・地域名称(〇〇国)	〇,〇〇〇トン		国・地域名称(〇〇国)	〇,〇〇〇トン
			貨物形態(コンテナ)	〇,〇〇〇トン
		

- ② 利用者ニーズを踏まえ、年報の参考表として、「航路別集計^(※)」を追加。
(※) 国際海上貨物の輸送網の拠点となる「国際戦略港湾」において、入港船舶実績とコンテナ取扱量を集計

4

V. 第Ⅲ期基本計画などにおける指摘事項

前回、本調査の変更について承認^(※1)した際に指摘した「今後の課題」や第Ⅲ期基本計画^(※2)において、①公表の早期化、②行政記録情報などの一層の活用、③集計事項の充実などについて、検討することを指摘

(※1) 「基幹統計調査の承認について(通知)」(平成30年7月4日付け総政審第197号)
(※2) 公的統計の整備に関する基本的な計画(平成30年3月6日閣議決定)

- 前回、本調査の変更について承認した際に指摘した「今後の課題」
 - ・ 本調査の結果について、調査計画に定められた期日を遵守し、適切な公表に努めること。また、公表時期の更なる早期化について検討すること。
 - ・ 本調査の調査対象港湾の見直しについて、平成31年までに所要の検討を行うこと。
- 第Ⅲ期基本計画【別表 今後5年間に講ずる具体的施策】

項目	具体的な措置、方策	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。 また、NACCS ^(注) データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。	国土交通省	平成30年度(2018)から実施する。

(注) 輸出入・港湾関連情報処理システム。入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム

調査実施者(国土交通省)に、これらの指摘事項への対応状況について、確認

5

VI.想定される主な論点

1. 公表期日の早期化等について

- 現行の調査計画では、調査月の翌々月末日に結果を公表することとされているが、都道府県(港湾管理者)等からの報告遅れにより、公表の遅れが常態化(公表期日から約8か月後)しており、業務を改善する余地はないか。
- 月報について、3段階(一次速報、二次速報、確報)に分けて公表する計画である。
一次速報の公表期日は従来と同じであるものの、公表する集計の対象や集計表の数は大幅に縮減されており、公表の早期化を図る必要はないか。また、二次速報は一次速報公表後、確報は二次速報公表後に、それぞれ速やかに公表する計画となっているが、具体的にどのくらいの時期を想定しているか。二次速報・確報についても公表の早期化を図る必要はないか。

2. 第Ⅲ期基本計画等への対応について

- 行政記録情報やNACCSデータ等の活用は、どの程度進んでいるのか。また、これら情報の活用により、調査事項の代替や公表の早期化を図る余地はないか。
- 今回、集計事項の追加を計画しているが、更なる集計事項の充実を図る余地はないか。一方で、集計事項を追加することによる、公表への影響(遅延等)はないか。

3. その他

- 本基幹統計は、社会経済情勢の変化を踏まえても、統計法第2条第4項第3号の3要件のいずれかを充足しているか。また、基幹統計調査として一定の規律を課すにふさわしいものとなっているか。
- 現在の公表状況で利活用に支障がない場合、引き続き、月次調査として実施する必要があるか。